

1 実施期間

令和 6 年 1 2 月 9 日（月）～令和 7 年 1 月 9 日（木）

2 意見総数・内訳

提出数 意見通数 4 通（あいち電子申請・届出システム 3 通、E メール 1 通）

意見等総数 2 1 件（うち 1 0 件は産業振興プランに直接関係がないもののため掲載しない）

※ 一人で複数の意見を出された方がいるため、提出数の合計と一致しない

4 今後のスケジュール

令和 7 年 2 月 7 日	産業振興委員会にて、意見のプランへの反映について意見聴取
令和 7 年 2 月～ 3 月	産業振興委員会の意見を踏まえ、プランへ修正事項を反映
令和 7 年 3 月～ 4 月	最終的なプランの概要版及び本編の公表、併せて、パブリックコメントの意見に対する回答を公表

3 意見の内容と回答案

番号	主な意見（要約）	豊田市の考え方	対応する施策等
1	大企業優遇の企業立地奨励金は見直すべきである。コスト削減では成り立たない高齢化もあり、起業の意欲や資金力、見通しがなく、行政の多角的な中小企業支援が必要である。	企業立地奨励金は、豊田市企業立地奨励条例の失効に伴い、令和 7 年 3 月 31 日で終了します。令和 7 年 4 月から施行予定の成長投資促進条例の設備投資奨励金では中小企業の補助率を大企業より高く設定し、より手厚く支援していきます。	基本施策 1 事業基盤の整備と強化 基本施策 2 成長産業の創出
2	カーボンニュートラルの取組は、CO ₂ 削減目標の大幅な引き上げ、エネルギーの地産地消等、自然エネルギーの拡大で産業振興をはかってほしい。	エネルギーの地産地消等、自然エネルギーの拡大については、（仮称）新エネルギー活用促進補助金やカーボンニュートラル取組促進事業の取組を進め、産業の振興につなげます。また、CO ₂ を始めとする温室効果ガスの削減に関する目標及び具体的な項目は、「豊田市地球温暖化防止行動計画」に定めて実施しています。	基本施策 3 GX へ向けた取組への支援
3	「基本施策 4 DX へ向けた取組への支援」に関して提案させていただきます。小規模事業者及び小さめの中小企業者が DX 化に取り組もうとすると、まずは社内に対応できる人材がいないので外部ベンダーに機材とアプリケーションに初期トレーニング費用も付けて購入することになりますが、普通は合計金額を見て諦めることになります。よって、小規模事業者及び小さめの中小企業者が DX 化に取り組むための補助金（1/2 補助で 50 万円とか 100 万円程度）はいかがでしょうか。	DX 導入支援に関しては、過去に実施した支援及びアンケート等を参考に、事業者のニーズに合った支援策を検討していきます。また、DX の推進については、引き続き、DX 推進プラットフォームの運営をしていくことで、相談対応やデジタル人材の育成等の支援を進めていくほか、モデルとなる事例の横展開を図るとともに、デジタル技術の活用に向けた人材育成については、全ての業種を対象に、より実践的なプログラムを実施していきます。	基本施策 4 DX へ向けた取組への支援
4	すべての職場で安心して働き、定住できるために、外国人も含め非正規の正規化、賃上げの改善が必要である。	ご指摘の雇用環境の改善、多様な人材の働きやすさ等については外国人就労支援事業、多様な人材活躍推進事業、人的資本経営推進事業などの取組を通じて支援していきます。	基本施策 5 産業人材の担い手確保と育成への支援・ 多様な人材活躍や柔軟な働き方に向けた就 労支援
5	有期雇用の改善をしてほしい。	国の労働関係の法制度等を踏まえて、市も市内企業の多様な働き方改革推進に向けて支援していきます。	基本施策 5 産業人材の担い手確保と育成への支援・ 多様な人材活躍や柔軟な働き方に向けた就 労支援
6	電気自動車の時代になると、下請け等の中小企業が新たな起業や転換を求められ、その準備が必要である。	新規事業創出支援事業「SPARK」やとよたイノベーションセンター事業、ものづくり創造補助金、次世代航空モビリティ産業化推進事業等の取組を通じて、市内事業者の新事業展開やイノベーション創出に向けた支援をしていきます。	基本施策 6 新事業展開やイノベーション創出の支援
7	航空機製造にチャレンジしてほしい。		

8	鉄道駅周辺 5 k m農地を宅地化して高度外国人材向けの宅地にしてほしい。	本市では、将来にわたって安全で快適な市街地の形成を図るため、都市間のアクセスや市内の円滑な移動における鉄道の強みを最大限に生かし、主要な鉄道駅の徒歩圏である概ね 1 k m圏内は、農地等の市街化調整区域も含め、区画整理事業等の計画的な市街地整備や地区計画制度等の土地利用計画制度の柔軟な運用により、外国人も含めて居住の集積を図っています。	都市計画マスタープラン （都市計画課） 住宅マスタープラン （定住促進課）
9	公契約条例の拡充をしてほしい。	「豊田市公契約条例」では、市内事業者の受注機会の確保についての市の努力義務とともに、契約の透明性と、競争の公平性、公契約の適正な履行の確保を規定しています。今後も、本市産業の持続的な発展と地域経済の活性化のため、関係法令の改正等に応じて見直しを図っていきます。	豊田市公契約条例 （契約課）
10	少人数学級の促進、大学生の奨学金支援など若者に投資を増やすべきである。	豊田市独自の 30 人学級（国基準では 35 人学級）の設定や非常勤講師の配置などで少人数学級・少人数指導による、きめ細やかな教育ができるような取組を今後も推進していきます。 大学生の奨学金支援については、豊田市では大学生・短期大学生に対して給付型の奨学金制度があり、この取組を通じて、今後も支援をしていきます。	少人数学級の実現 （学校教育課） 大学生の奨学金支援 （教育政策課）
11	企業の問題点や今後緊急に取り組むべき課題について、本プランで該当する箇所が多々ある。本プランの実施をお願いしたい。	毎年、評価指標等をもとに進捗評価をおこない、社会情勢等を踏まえて事業の新設、統廃合などの見直しを行いながら、産業振興プランの実施をしていきます。	感想等